

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求が請求期間を経過したとして、請求を却下した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、監督署長が平成○年4月23日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を不服として、平成○年7月5日に本件審査請求書を審査官に提出したものである。

2 審査官の判断

(1) 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、原処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

(2) 監督署長の休業補償給付の不支給決定通知は、平成○年4月23日に、請求人に直接手交していることから、本件の請求期間は、平成○年4月23日の翌日から起算して60日目に当たる同年6月22日までとなる。

請求人が審査請求書を監督署に提出したのは、平成○年7月5日であり、また、当該年月日以前に審査請求に関する請求人の行為は、何ら行われていないことが認められることから、本件審査請求は、請求期間を経過してなされたことは明らかである。

(3) 労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過してなされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りではないと定められているが、請求人は、当審査官に対し審査請求の提出が遅れた理由として、就職活動等を行っていたことにより多忙であった旨の疎明をおこなっているものの、これらは個人的な事情によるものであり、労審法第8条第1項ただし書にいう「正当な理由」とは認められない。

なお、労審法第8条第1項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般的にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことを窺い知るに足りるものでなければならないと解釈されているところである。

(4) 以上のとおりであるから、本件審査請求は請求期間を経過してなされており、その経過したことについて正当な理由があるとの疎明はなされていない。

したがって、本件審査請求は、労審法第8条第1項の規定による請求期間を経過した不適法なものであるため、同法第10条の規定により却下されるべきものである。